

令和6年第1回臨時会

# 東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和6年2月7日 開会

令和6年2月9日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

## 令和6年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

### 第 1 号 (2月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○黙禱	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○議案第2号の上程、説明、議案調査	5
○議案第1号の上程、説明、議案調査	7
○議案第3号の上程、説明、議案調査	9
○日程の追加	10
○議員派遣の件について	11
○散会の宣告	11

## 令和6年東吾妻町議会第1回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和6年2月7日(水)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第2号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号)
- 第5 議案第3号 町道路線の認定について

### 本日の会議に付した事件

日程第5まで議事日程に同じ

追加日程 第1 議員派遣の件について

### 出席議員(12名)

1番	佐藤 聡一君	2番	齋藤 貴史君
3番	増子 京子君	4番	渡 一美君
5番	井上 日出来君	6番	高橋 弘君
7番	高橋 徳樹君	8番	里見 武男君
9番	小林 光一君	10番	重野 能之君
11番	竹 渕 博行君	12番	樹下 啓示君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜君	副町長	石村 文明君
教育長	山野 邦明君	総務課長	関 和夫君
企画課長	水出 悟君	まちづくり 推進課長	酒井 文彰君
保健福祉課長	小池 さつき君	町民課長	寺嶋 正春君

税務課長	堀 込 恒 弘 君	農林課長	角 田 良 信 君
建設課長	福 原 治 彦 君	上下水道課長	高 橋 篤 君
会計課長兼 会計管理	武 井 幸 二 君	学校教育課長	谷 直 樹 君

**職務のため出席した者**

議会事務局長	西 山 孝 弘	議会事務局 補佐	西 卷 雅 子
議会事務局 主任	田 中 康 夫		

---

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 皆さんおはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

皆様既にご承知のとおり、1月1日に能登半島地方を震源とする地震が発生し、多くの方が亡くなりました。また、現在でも、大変多くの方々が不便な避難生活を過ごされています。震災で亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、ご遺族並びに関係者の皆様に心よりお悔やみを申し上げます。議会といたしましても、震災に遭われた方々の支援をするとともに、一刻も早い復興をお祈りいたしたいと思っております。

本日ここに、令和6年第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき、ここに開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、本臨時会には、議案3件が付されておりますので、十分なご審議をお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

---

◎黙禱

○議長（佐藤聡一君） ただいまより、1月1日発生した能登半島地震により亡くなられた方のご冥福を祈り、1分間の黙禱をささげたいと存じます。

皆様、ご起立お願いいたします。

黙禱。

お直りください。

ご着席をお願いします。

---

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 開会に当たり町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和6年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には公私共にご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

能登半島地震発生から1か月以上が経過し、ライフラインの復旧が徐々に進み、2次避難や仮設住宅の建設が進められております一方で、いまだ停電や断水が長期化しておりまして、厳しい避難生活を余儀なくされている方々が大勢いらっしゃいます。犠牲になられた方々には改めてお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本日の臨時会では、条例関係1件と補正予算1件、町道路線の認定についての合計3件を提案させていただきます。慎重審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） ただいまより令和6年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、6番、高橋弘議員、7番、高橋徳樹議員、8番、里見武男議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日から2月9日までの3日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、会期は3日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、議案第2号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正案は、戸籍法の改正により、本籍地以外での戸籍証明書等の交付及び新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する事務が開始されていることに伴い、これらの証明、交付等に係る手数料の額を定めるため、改正をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（寺嶋正春君） お世話になります。

それでは、東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案につきましては、戸籍法の一部改正及び手数料の額を全国的に統一して定める地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び省令の一部改正が、令和5年12月6日に公布されたことに伴い、条例改正を行うものでございます。

このたびの戸籍法の一部改正により、令和6年3月1日から本籍地以外においても、戸籍等の取得が可能になるとともに、行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行などが可能となることから、それぞれの手続に係る手数料を定める改正となります。

それでは、新旧対照表の改正後のほうをご覧ください。

第2条第1号及び第3号につきましては、これまで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村においても可能となる広域交付の開始に伴いまして、これまでの表記を、第1号につきましては戸籍証明書に改め、また、第3号につきましても同様に、これまでの表記を除籍証明書へと改めるものでございます。

次に、新規に追加となる手数料、第2号の2と第4号の2、こちらにつきましては、他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本の代わりに、戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号が新規に発行されることとなるため、それぞれの発行手数料を加えるものでございます。

第2号の2につきましては、戸籍の電子証明書提供用符号に係る発行手数料として、1件につき400円とするものです。

第4号の2につきましては、除籍の電子証明書提供用符号に係る発行手数料として、1件につき700円とするものです。

なお、それぞれ括弧内の条文につきましては、マイナポータルを經由して申請する場合や戸籍証明書等と同時に取得する場合については、手数料がかからないことを定めた内容となっております。

次のページをご覧ください。

第2条第5号及び第6号の改正でございますが、こちらは戸籍の届書などの書類をスキャンし、画像情報として電子化された届書情報の内容につきましても、証明書の交付及び閲覧



が可能となることから、その内容を加え、改正するものでございます。

第5号につきましては、電子化された届出等情報の内容に関わる証明書の交付について内容を加えるものです。

第6号につきましては、届出等情報の内容を出力したものの閲覧について、同様に内容を加え、改正をするものでございます。

新旧対照表での説明は以上でございます。

改め文に戻っていただきますが、改正条例の施行は、戸籍法の一部を改正する法律の施行日と同じ令和6年3月1日としております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。2月8日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、議案第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

国が打ち出している総合経済対策には、物価高騰の影響を受ける低所得世帯の方々を支援するための方策として、複数の給付金の支給メニューが盛り込まれております。

今回の補正予算は、その給付事業のうち、住民税均等割課税世帯への給付と子ども加算給付の実施に関して、速やかに準備作業などに着手し、早期に支給開始ができるよう予算を確保するものでございます。

歳入歳出をそれぞれ5,573万4,000円増額し、予算の総額を88億6,215万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出 悟君） よろしく申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算総額のほか、款項の区分ごとの補正金額を定めるものでございます。

5ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金に、地方創生臨時交付金物価高騰対応重点支援分といたしまして、5,573万4,000円を見込むものでございます。

歳出につきましては、保健福祉課長より説明いたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 歳出の3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明欄のほうをご覧ください。

低所得世帯支援給付金給付事業（均等割のみ課税世帯）につきましては、先日7万円の追加給付を開始いたしました令和5年度における住民税非課税世帯以外であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯、これをいわゆる均等割のみ課税世帯と言いますが、そちらを対象に1世帯当たり10万円を給付するものでございます。対象は450世帯を見込んでおり、この事業費は4,537万5,000円となります。

次の低所得世帯支援給付金給付事業（子ども加算）でございますが、こちらは非課税世帯等、均等割のみ課税世帯の両方におきまして、扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算し追加給付するものでございます。対象は200人と見込んでおり、事業費は1,035万9,000円でございます。

2つの事業共に、今年度中に該当世帯を抽出いたしまして、確認書の発送を行います。二、三週間ほど審査作業を経た後に、4月以降の振込を予定しております。

事業費の合計5,573万4,000円の追加につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。2月8日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、議案第3号 町道路線の認定についてを議題といたします。  
提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

認定の決議をお願いする路線は、合計で5路線でございます。

吾妻郡一般廃棄物処理施設建設事業に伴い、施設までの進入路を計画しております。この路線は、大柏木地区の県道川原畑・大戸線大柏木トンネル付近、町道須賀尾・大柏木線終点付近及び町道4102号線から一般廃棄物処理施設建設予定地までの現況道路部分となります。

この部分は国有地のため、国有地を取得したい旨の取得要望書を財務省に提出をし、要望のとおり決定したことの通知がございました。国有地の取得に向けて、道路法に基づく町道認定を行うものでございます。

今後、町道として維持管理し、アクセス道及び町民の利用に役立てていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。

それでは、議案第3号 町道路線の認定について説明させていただきます。

町道路線の認定をお願いする案件は、先ほど町長が提案いたしました5路線です。

1枚めくっていただきます。

大柏木地区の吾妻郡一般廃棄物処理施設建設事業に伴う路線で、5路線です。

町道路線を認定する理由として、当該道路は、吾妻郡一般廃棄物処理施設利用者には必要な道路であり、沿線には個人所有の土地が存在しており、土地への出入口にも利用すること

が必要となります。

認定する内訳としまして、新規によるもので5路線、約2,551メートルです。また、調書にございます道路幅員は、道路を保護するための切土のり面、盛土のり面も含んだ幅員となっております。

1 図をご覧ください。

一般廃棄物処理施設の建設予定地は、町道4318号線付近、図面の左端の付近となります。

道路改良の計画といたしまして、4318号線、4319号線は幅員8メートルであり、4318号線は終点側約0.3キロの部分を改良予定、残りの部分及び4319号線は舗装済みとなっております。4320号線、4321号線、4322号線は幅員5メートルの計画をしており、国有地への接続道路としての改良計画です。

改良工事の時期につきましては、一般廃棄物処理施設建設のスケジュールと連携を図り、実施する予定でございます。

現在、道路用地は財務省所管の国有財産となっております。この町道路線の認定をお認めいただければ、国有財産特別措置法により、道路として必要な面積の3分の2を、道路供用開始までは無償で貸与され、供用開始と同時に無償で贈与され、残り3分の1を有償として購入する予定でございます。

なお、起終点の位置及び道路延長につきましては、調書に記載のとおりでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。2月8日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。議員派遣の件について、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定いたしました。

事務局で議事日程等を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（佐藤聡一君） 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題といたします。

2月14日に開催される吾妻郡町村議会議長会主催の令和5年度吾妻郡町村議会議員研修については、会議規則第127条1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本臨時会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は2月9日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。  
大変お疲れさまでした。

(午前10時24分)

第 2 号 (2月9日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議案第2号の上程、質疑、自由討議、討論、採決	3
○議案第1号の上程、質疑、自由討議、討論、採決	4
○議案第3号の上程、質疑、自由討議、討論、採決	9
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

## 令和6年東吾妻町議会第1回臨時会

### 議事日程(第2号)

令和6年2月9日(金)午前10時開会

第1 議案第2号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

第2 議案第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号)

第3 議案第3号 町道路線の認定について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(12名)

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹 渕 博行 君	12番	樹下 啓示 君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副町長	石村 文明 君
教育長	山野 邦明 君	総務課長	関 和夫 君
企画課長	水出 悟 君	まちづくり 推進課長	酒井 文彰 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町民課長	寺嶋 正春 君
税務課長	堀込 恒弘 君	農林課長	角田 良信 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	武井 幸二 君	学校教育課長	谷 直樹 君



職務のため出席した者

議会事務局 西 卷 雅 子  
議 補 局 佐

議会事務局 田 中 康 夫  
議 主 局 任

---

◎開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。なお、事務局長は所要のため欠席しております。

また、事務局より訂正がありますので、説明をお願いします。

○議会事務局主任（田中康夫君） ただいま配付いたしました本日の議事日程でございますが、一部誤りがございましたので、こちらのほうで訂正の発言をいたしますので、訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

議事日程の（3号）というふうに記述があると思うんですけども、議事日程第2号ということでご訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎議案第2号の上程、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第1、議案第2号 東吾妻町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る2月7日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、議案第1号 令和5年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件については、去る2月7日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） 社会福祉費ですね、今回の補正は5,573万4,000円、これについて質問というか、要望というか、行いたいというふうに思います。

今回のこの予算につきましては国からの事業ということで、1つは1世帯当たり10万円、約だと思んですが、450世帯を見込んでおると。その450世帯も均等割のみを納めている世帯というふうに理解をしております。もう一つは、それと同じなんですが、お子様がいる世帯ですね、1人当たり5万円、約200人を対象にしているということだと思んですが、この件につきましては、担当課に参りまして一応調査というか、確認をしているところなんですけれども、非常に大変だなというふうに考えています。

本来であれば、町がこのような方々というか、世帯というか、当然ながら把握をし、そして国が求めなくても町独自で、地方公共団体として何らかの施策を行うべきだというふうに考えているところであります。そういった中、今回の給付金に本来であれば町独自の予算を多少ながらもかさ上げして、そして給付をすべき問題なのかなというふうに感じております。

このような世帯なり、またお子様を持っている世帯が近年増えているのかどうかとか、そういうものも、調査の段階では町としては把握し切れていないというような状況は確認を

しておるところでございます。そういった意味では、今後の町独自の施策の一旦としても、このような状況、現況をきちっと捉えて、そして次につなげられるような、具体的に何をやるということが決まっているわけではございませんけれども、ぜひ担当課とすれば、今後、税務課、そしてこれは教育委員会にも当然関係することになるかと思いますので、そういったものに協力していただいて、実態究明、把握をして、次の一手につなげられるように努力していただきたいというふうに考えているところであります。

そういった意味では、担当課の課長にも私の質問というか、要望というか、それについてちょっとお答えいただきたいというふうに思いますし、町長にも一言答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤聡一君） 答弁をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 今、議員さんのご指摘、おっしゃったことにありますように、改めて低所得者たる世帯と、その中にある子育ての世帯というものの実情を把握するきっかけになったということは本当だと思います。それが広くは暮らしやすい町づくりであるとか子育てしやすい町づくりということにもつながる面もあると思いますので、特に子供の貧困等に関しましては昨今の社会問題ともなっておりますので、改めて特に目を向けて取り組んでいければいいと感じております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 竹淵議員のご質問というか、ご提言でございますけれども、東吾妻町は、特に子育て支援につきましては、以前から十分にしっかりと取り組んでおります。これは一応平等性を持ってということで、区別なしに、子育て世帯全般に行っておるところでございます。

低所得世帯ということもございますので、こういったものも、議員ご指摘のように、今後よく実態を調査、把握して、打てる施策があれば実行してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。担当課長に前向きなご答弁をいただきました。また、町長におかれましても、確かに平等性というのはあろうかと思えます。しかしながら、こうやって見ると、均等割、当然ながら皆さんは行政マンですから、均等割というの

はどういうようなことかというのは分かりますよね。分かりやすく言うと、前年度の収入が100万円を超えていないという世帯でございます。非課税になるかならないかというような世帯ということですよ。

ですから、非課税の世帯の方々には7万円の給付ということも進められていると思いますが、それでも、それが約1,500を超えている。それプラス450世帯がもう準ずるような状況であるということをご認識していただいて、当然ながら平等性というものはあるかもしれませんが、やはりこちらのご家庭とこちらのご家庭というのがあるかと思っておりますので、こういったご家庭にやはり少しでも手を差し伸べることが福祉の面では非常に大事だというふうに私は捉えておりますので、前向きな答弁をいただきましたということで理解をいたしますので、今後、ぜひご努力いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 答弁はよろしいですか。

じゃ、9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 給付事業の説明のときに、先ほどもありましたように、450世帯に1世帯当たり10万円を支給するという事なんですけれども、450世帯というのはおおよそということではないですよ。当然、いつかの時点での世帯数だと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 基準日という設定がございまして、基準日は令和5年12月1日でございます。それで、事務的に税務課と情報の共有を今図っております、その中で、実際には400世帯弱だったかと思うんですけれども、転入・転出等いろいろ動きがございまして余裕を持って、予算でございまして450世帯というふうにさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） さらに、当然、修正申告もございまして。ですから、大分変わってくるのではないかと思います。変わってきた場合に、例えば所得割で課税がなければ、当然、さらに加えなくちゃいけないと。それで、今まで加えられたものを今度はなくす場合だってあるわけですよ。そうすると、そういうものに対してどのように対応していくんでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 現在、システムの改修というもの、前回もご説明申し上げたんですけれども、今ご予算をお認めいただければ、そちらに入らせていただきます。それでいろいろ手続を構築してまいります。

デジタル庁のほうで税情報との連携ができることに、国で一括して認めていただきましたので、そちらのほうスムーズにできることとなりますので、そちらのほうで正確を期すために制度構築というんですかね、システム構築をしていく予定でございます。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） そうしますと、例えば、一応修正申告によって所得割が課税されたという場合には、そのお金は国に返さなくちゃいけないんじゃないんですか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 確認書の発送というのをまずやるんですね。要するに、あなたは均等割のみの世帯だと思われませんが間違いございませんかというこのやり取りを、抽出というのを事務的にこちらが行政としてやるんですけれども、その方に確認書というのをまず発送いたしまして、確認作業、審査というものをさせていただくんですけれども、その中で、確認書の発送の方は、もう税情報で申告をしていらっしゃるって確実に確認ができる方なんです。

それ以外に自ら申し立てるという方を受け付ける期間も設けているんですね。うちはどうなったんじゃないか、該当なんじゃないかというふうに申入れができるという期間を、常などの給付金のときもそうなんですけれども、設けております。そこで審査というのが必ず入りますので、誤った交付というのは基本的にはありません。

以上です。大丈夫ですか。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 私が聞いたのは、例えば修正申告によって今度は一応課税されるようになったと、所得割が、そういう場合に、お金を今までもらっている人は返さなくてはいけないこととなりますよね。違いますか。その場合に……。

○議長（佐藤聡一君） よろしいですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 小林議員。

○9番（小林光一君） そんなに僕は難しいことを言っているわけじゃなくて、もし取り下げ

られた場合、そのお金が発生しますよね。それは国に返さなくちゃいけないことなんですよか、どうでしょうかということなんです。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） それぞれの給付金に対して時効というものが設けられておるようございまして、それまでに課税の状況が変われば返還する場合もある。

（「する場合もあるし、例えば所得割がゼロの場合にはまた国からもらえるということ」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（小池さつき君） そうそう、施行期間中にそのことが確認できればということ、そういう制度のようございまして。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） 分かりました。

それで今後の、一応この臨時会を開いて、なるべく早くということを進めているんだと思いますけれども、申請を受け付ける期間、それといつからもらえるのかが大体分かりましたら教えていただけますか。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 先ほど申し上げましたシステムの改修が3月上旬にできる予定でございまして、その後、3月の中旬から下旬にかけて確認書の対象者の抽出と発送を行う予定です。その後確認作業がございまして、振込の開始は、一番早くても4月の中旬、それ以降ということですので予定しております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林議員。

○9番（小林光一君） よく分かりました。

それで、一応町では、一日も早くこの給付金を町民に届けたいということを進めておられるんだと思います。ぜひ本当に困っている方、例えばエネルギーや物価高、そういうもので非常に困っている方がおられますので、迅速に進めていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） ほかにはございましてか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、議案第3号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る2月7日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---



○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定しました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和6年第1回臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前10時23分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 高 橋 弘

署 名 議 員 高 橋 徳 樹

署 名 議 員 里 見 武 男